

## 令和元年度渉外知事会定期総会の開催及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、外務省、防衛省等の関係省庁で要請活動を行いました。

また、関係省庁への要請後、会長(神奈川県知事)、副会長(沖縄県知事、青森県副知事(代理)、長崎県副知事(代理))が米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

### 1 定期総会

#### (1)「役員の改選」について

役員の改選が行われ、会長及び副会長を次のとおり選任しました。

会 長 神奈川県知事 黒岩祐治

副会長 青森県知事 三村申吾

長崎県知事 中村法道

沖縄県知事 玉城デニー

#### (2)「基地対策に関する要望書」について

令和元年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

#### 【参照】

- ・ 令和元年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望(別添2)
- ・ 基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点(別添3)
- ・ 「基地対策に関する要望」(別添4)

#### (3)日米地位協定の改定等に向けた新たな取組について

日米地位協定の改定等に向けた新たな取組についての検討状況を報告しました。

(4)沖縄県の「他国地位協定調査」について

沖縄県が独自に実施した「他国地位協定調査」の欧州編報告に関する説明がありました。

## 2 要請活動等

外務省、防衛省等関係省庁に要望書を提出するとともに、米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要請者

会 長 黒岩 祐治 神奈川県知事

副会長 玉城デニー 沖縄県知事 ほか

(2)対応者

ア 外務省 辻清人 外務大臣政務官

イ 防衛省 原田憲治 防衛副大臣

ウ 米国大使館 ニコラス・ヒル 首席公使代理

### 問合せ先

---

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

副課長 長谷川 電話 045-210-3371

## 令和元年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の 2 冊で構成されています。

### 1 「基地対策に関する要望書」の概要

#### (1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく 3 つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7 本の柱、19 項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3 つの大きな柱 >

#### 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

#### 「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

#### 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

#### (2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

### 2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- 「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- 「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- 「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

## 渉外知事会による日米地位協定の改定 7 本の柱の要望

### ① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

### ② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入り、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

### ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

#### ④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。

#### ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練など基地外における訓練・演習について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

#### ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等に対する教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みに努めること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等に対し教育・研修を徹底するなど、事件・事故を防止するための取組みに努めること。また、教育・研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

## ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

## 【前年度からの主な変更点】

## 1 構成の変更

日米地位協定の見直しについては、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、6本の柱、15項目（※）の改定として整理していましたが、要望すべき項目が増えたため、7本の柱、19項目の改定として整理することとした。

## 2 要望内容の変更

- (1) 基地内における米軍の活動の安全管理に万全を期すこと、基地外における活動について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設することを求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 4> <別冊日米地位協定関係 P. iii>

旧（平成 30 年度）	新（令和元年度）
[新設]	<p>⑤ <u>基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設</u>  <b>【要望先：外務省・防衛省】</b>  <u>米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練など基地外における訓練・演習について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。</u></p>

- (2) 実効性を伴った事故防止、犯罪防止の取り組みが重要であることから、実効性ある再発防止策を求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 4> <別冊日米地位協定関係 P. iii、P. 2>

旧（平成 30 年度）	新（令和元年度）
[新設]	<p>(第 16 条関係、日本法令の尊重義務)  ⑧ <u>米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。</u></p>

(3) 基地周辺住民の安全管理や安全確保のため、日米間の情報共有を求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 4> <別冊日米地位協定関係 P. iii、P. 3>

旧（平成 30 年度）	新（令和元年度）
〔新設〕	<p><u>(第 23 条関係、安全確保のための措置)</u></p> <p>⑭ <u>基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること。</u></p>

(4) 米軍が基地外で演習・訓練を行う場合には、事前に日本政府と安全措置等について協議を行うことを求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 4> <別冊日米地位協定関係 P. iii、P. 3>

旧（平成 30 年度）	新（令和元年度）
〔新設〕	<p><u>(第 25 条関係、合同委員会)</u></p> <p>⑮ <u>飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること。</u></p>

(5) 米軍構成員等による事件・事故を防止し、住民不安の解消を図るため、米軍構成員等の犯罪防止の取組みを求める要望を追加した。

<施策・制度・予算編 P. 5> <別冊日米地位協定関係 P. iv、P. 4>

旧（平成 30 年度）	新（令和元年度）
〔新設〕	<p><u>(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)</u></p> <p>⑲ <u>米国政府は、平素より、米軍構成員等に対し教育・研修を徹底するなど、事件・事故を防止するための取組みに努めること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること。</u></p>



## 基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

国におかれましては、基地周辺的生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところではありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえ、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本の見直しに大きな期待を寄せております。

また、昨年7月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。